「投資信託の基準価額の連絡、発表等に関する規則に関する細則」の一部改正

新	旧
投資信託の基準価額の連絡、発表等に関する規則に関する細則	投資信託の基準価額の連絡、発表等に関する規則に関する細則
第1条 (略)	第1条 (同 左)
(基準価額の連絡時間)	(基準価額の連絡時間)
第2条 規則第3条第1項に規定する細則で定める基準価額の連絡時	第2条 規則第3条第1項に規定する細則で定める基準価額の連絡時
間は、当日の午後8時とする。ただし、当該連絡時間までに連絡する	間は、当日の午後8時とする。
ことが困難な事象が発生した場合には、電話、メール等の通信手段等	
により基準価額の連絡が遅れる旨をあらかじめ本会に報告すること	
<u>とする。</u>	
(以下略)	(同 左)
附 <u>則</u> この改正は、令和 6 年 11 月 5 日から実施する。	